

令和5年9月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和5年9月12日

閉会 令和5年9月12日

千早赤阪村議会

令和5年9月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和5年9月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席委員

委員 長	徳丸 初美	委員	井上 浩一
副委員 長	藤浦 稔	委員	服部 幸令
委員	千福 清英	委員	田村 陽

4. 欠席委員

なし

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	南本 斎	危機管理課長	菊井 秀行
副 村 長	稲山 喜与一	総務課長	酒見 健司
村政戦略部長	中野 光二	税務課長	北浦 信行
総務部長	赤阪 秀樹	住民課長	森田 洋文
健康福祉部長	池西 昌夫	福祉課長	山谷 光代
産業建設部長兼災害復旧室長	菊井 佳宏	健康課長	仲谷 聡子
産業建設部理事	松澤 大助	農林商工課長	仲野 隆之
戦略推進課長	安井 良之	都市整備課長	下休場 健司
秘書企画課長	日谷 順彦		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	柏原 美佳	議会事務局 主査	石橋 成元
---------	-------	----------	-------

午前10時50分 開会

○徳丸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は、条例案2件、補正予算3件、その他2件の計7件となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は1議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についてご説明をいたします。

本議案は、行政手続のオンライン化の一環として、個人番号カード、マイナンバーカードに記録された電子証明書を利用し、印鑑登録者がパソコンやスマートフォン等で印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送で交付を受けることができるよう、改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第7条は、電子申請による交付の場合は、印鑑登録手帳に印鑑登録証明書の交付に関する記載を不要とする改正等を行うものでございます。

第7条第2項は、下線部の「又は」、「若しくは」への字句の改正。また、印鑑登録手帳の記載欄に余白がなくなった場合等は、新たに印鑑登録手帳を「交付するものとする。」の規定を「交付することができる。」に改めるものでございます。

同条第5項は、印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数等の規定を削除するものでございます。

次に、電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請として、第9条の2を追加するものでございます。前条第1項では、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは印鑑登録手帳を添えて村長に申請しなければならないと定めておりますけれども、その規定にかかわらず、登録者は個人番号カードの、少し法律のほう4行を省略いたしまして、6行目ですが、証明用電子証明書が記録されているものを用いて、本村に係る電子計算機と電気通信回線で接続した申請をするものの使用に係る電子計算機から電子署名を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送をもって交付を受けることができるよう、

規定するものでございます。

2ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は令和5年12月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質問ありませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

まずは、今回7条の2で「するものとする。」という記載をすることができると変更されておられますけれども、この変更理由、また変更したことによってどういった影響が生じるのか、お伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 今現在行っておりますのは、印鑑登録をされた方には印鑑登録手帳を交付させていただいております。印鑑証明書とか取りに来られた場合は必ず印鑑登録手帳の提出を求めているところでございます。電子申請の場合、自宅にいながら印鑑証明書の交付申請ができるということで、手帳の確認というのは実際は取らないということになりますので、印鑑登録手帳には従前は印鑑証明書を取られた日にち、枚数をそれぞれ手帳に記載させていただいておりますけれども、電子申請の場合はそれができなくなりますので、することができる等々の改正にさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 7条の2の規定は、印鑑登録手帳の記載欄に余白がなくなったとき、または著しく毀損もしくは汚損したときに限り、新たに印鑑登録手帳を交付することができるということで、余白がなくなった場合、毀損、汚損したときの話だと思うんですね。今ご説明いただいたものとちょっとずれるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 これまでは必ず交付をさせていただいたところでございまして、電子証明、電子申請のみで申請をされた場合、手帳の提出は不要となりますので、窓口へ来られた場合はもちろん印鑑登録手帳を当面は提出いただいて交付させていただく運用としておりますので、することができるということの表現に変えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ここは記載欄に余白がなくなったとき、著しく毀損、汚損したときの話であってね。今おっしゃっておられるのは、そういう場合ではない場合のお話をされてるように聞こえるんです。なので、今ご説明がちょっとずれているように感じているんですけどね。そのあたりどういうことなのか、お伺い、もう一度よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 今現状もそうですけれども、少し手帳のほうが古くなって汚されたとか、必ず記載欄に書かせていただきますんで、いっぱいになったとかで、新たに手帳を交付するというございますけれども、まずは印鑑登録の仕組み、1回目から、初めからいきますけれども、新たに印鑑登録される方は登録されるご印鑑をお持ちいただいて申請いただきます。そのときに我々は、その印鑑をシステムに登録して、手帳をお渡しさせていただきます。この規定については、その手帳が汚れた場合とか、記載欄がいっぱいになった場合に新たに交付することができるということにさせていただいてまして、電子申請のみを今後使われた場合、印鑑登録手帳の直接のうちの確認はいたしませんので、することができるということで表現をさせていただいてまして、窓口に来られて申請された場合には、もちろん新しい手帳をお渡しさせていただくということの事務をさせていただきたいと思って改正をさせていただいております。ですので、まずは印鑑登録をされた方には必ず手帳を交付するということには変わりはありません。

以上です。

○徳丸委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 いや、今この電子申請を念頭に置かれているというのは分かるんですけどね。でも、電子申請の場合は、その記載欄に余白がないとか、著しく毀損しているとか、汚損しているかどうかで確かめようがないじゃないですか。そやから、今回の事例との関連がいまいち見えてこないんです。これどういう事例を念頭に置いて、想定して、この規定を設けられたのか、その点ご説明お願いできますか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 今現状の条例案につきましては、先ほども申し上げているんですが、必ず手帳は常に印鑑登録されてる方はお持ちですと。汚れた、交付欄がいっぱいになったという場合は新しい手帳を交付させていただくというのが原則で今事務をやっております。それを今後12月1日から電子申請も受付いたしますので、手帳が電子申請だけをされる

方は不要となりますので、その方には、その方がお持ちの手帳が汚れたりとか、記載欄も
ういっばいになってとかという確認が取れませんので、もし窓口に来られた場合は、本
人さんが希望される場合は新しい手帳の交付をさせていただきますけれども、そうでない
場合、必ず本人さんの手帳の中身、汚れ等々を我々は確認できませんので、申出があった
場合はすることができる、交付することができるという表現に変えさせていただいたもの
でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 やっぱり、ちょっとどういうことなのかなというのが、疑問が残るところは
あるんですけども。実際、登録手帳と引換えにそういうのは、余白なくなったりした場
合には、実際には新たな印鑑登録手帳を交付しますよということで、基本的にはそういう
ことだということで理解しましたが、それで大丈夫ですかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 少し私の説明が悪かったのかなあと思ってるんですけども、基本的
には委員おっしゃったとおりの運用ということでさせていただきます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

服部委員。

○服部委員 今のお話を聞いてて、今の時代ペーパーレスですし、デジタル申請が今後増
えてくるということも想定されると思うんですけど、そうなった場合、この印鑑登録手帳
は、先の話かもしれませんが、どこかで見切りをつけて、もうなくしていく方向でとか
っているのは国の方針なんでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 印鑑登録手帳、私どもの村は登録手帳なんですけど、ただし、市町の場合、
カードにされてるところが多いんですけども、それは印鑑登録されたあかしになります
ので、必ずカードだったり手帳というのは交付が必要かなあと考えております。電子
申請のみしかできないということになりましたら不要になる可能性はあるかなあと
考えておまして、運用上は手帳、私どもの村は手帳を登録された方には交付させて
いただくというのが基本でございます。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。

確かに、他市町村ではカードというのを聞いたこともありましたんで。ただ、やはり最
近銀行なんかでも通帳なんかもう廃止して、スマホとかパソコンで管理できるという時

代になってきてますんで。だからといって、まだお年寄りの方なんかは通帳を残してほしいとか、この印鑑登録手帳も残してほしいという方もいらっしゃると思いますんで、そこは時代の変化というか、その辺を見ながらまた対応されると思いますんで、デジタル申請ができたことは一つ前進と思ってますんで、また今後もしできる限りデジタル化を進めていただきたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 続いて、第7条の5の話なんですけど、印鑑登録手帳には登録番号と登録年月日を記載するという、この変更は、それまでの印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数等を記載するという記載があると、毎回その印鑑登録手帳を持ってきていただいて、電子申請していただいたにもかかわらず持ってきていただいて、その記載をしなければならないからということだというふうに理解してるんですけども。ただ、その一方で、実際印鑑登録手帳に今現状では交付年月日とか交付枚数って記載されてますよね。ということは、その印鑑手帳の書面の内容と実際の交付、これのずれが出てくるんじゃないかと思うんですけどね。そのずれってのはどういうふうに吸収していかれる形なのか、ご説明いただきたいと思います。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 現在、手帳に交付年月日、交付枚数を記載させていただいておりますのは、この印鑑登録手帳を第三者にご本人が委任されて渡されて、印鑑証明の交付申請をされる場合、委任されたということで私どもの事務手続は行っておりますので、今現在、いくつか何枚印鑑証明を取られましたよということで記載をさせていただいております。電子申請の場合は、マイナンバーカードで電子証明書をご本人様に交付されたときには、アルファベットを入れて6桁以上の数字で設定をされておるかと思うんですが、それで申請をいただくということで、本人様確認をさせていただくということになります。ですので、委員おっしゃったとおり、手帳の枚数と実際ご本人が取られた枚数というのは違ってくるかなあとは思いますが、あくまでその記載させていただいてるのは、本人様がもし委任された場合とか、いくつか何枚取っていただいたという委任された委任者の確認をさせていただくために記載をさせていただいております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 実際、窓口の申請でしたら、交付枚数とかは今手帳に記録として残るわけですよ。電子申請の場合は、発行枚数ですとか交付年月日というのは役場のデータ上には

残るって形になるんですかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 システム上、本人が申請されたという通知が来ますので、一定の履歴としては残ってくるかなあとと思います。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

ということは、これまでの手帳に記載されている発行履歴というのは恐らくデータ上には移されないんじゃないかと思うんですよね。ということは、手帳、発行枚数、これまでの履歴という意味では、手帳での管理と及び電子データベースでの管理と言わば2段重ねになるというか、そういった形で管理になっていくという、そういう理解でよろしいですか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 記録として、私どものほうが持つというよりは、ご本人さんがいつ取ったかというご確認のために記載をさせていただいておりますけども、私どものほうには申請書、電子申請されたときの申請履歴という2つのデータ、紙ベースとデータベースと保管をすることにしておりますので、履歴上はずっと残っていくかと。ご本人様には、電子申請された場合、その履歴がどうなっていくかというのは今後ちょっと詰めていかないと駄目なんですけれども、交付履歴が残るのか、あとは手帳で、窓口に行ったときの確認ということの履歴確認、それをやっていただくことになるかなあとと思います。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

ちょっとやっぱり管理がこれまでの紙ベースから電子化への移行というところで複雑化していくところがあるのかなと思いますが、データベース上で不都合が起こらないように、しっかりと管理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 すいません。私、マイナンバーカードを使って何や申請したことがないんでちょっと教えてほしいんですけど、この代金とか料金とか郵送料とかというのはどうなるんですか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 マイナンバーカードで申請された場合、手数料としては、住民票でしたら300円と、印鑑証明でしたら300円というのはいただくと。それをクレジット決済、クレジットなどの決済をしていただくという仕組みを今ちょっと構築というのをしておるところでございまして、基本的には自宅にいながら申請をいただいて手数料をお支払いいただくと。我々といたしましては、一定特定記録の郵便等で本人さんに、重要な書類でもございますので、郵送でそういう形で送付をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

郵送料も一緒ですかね。特定郵便とかというので一緒に請求されるわけですか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 手数料はもう条例で定めておりますが、郵送料も一定重さとかで変わりますけれども、基本的には郵送料について、今議会でも予算措置もさせていただいてるんです、補正予算を上げさせていただいてるんですけども、電子申請を始めて、どうするか、ご本人さんからきっちりその分いただくか、一定インセンティブの施策で、周知の面で、うちの村で持つのかというのはちょっと今後協議していきたいなあというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございます。

最後に、この条例は5年12月1日から施行するってなってるんですけど、これは12月1日から始まるよということいいんですかね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 今のシステム等々、先ほどのクレジット等の決済のシステム等、今準備中ではございまして、一定少しお時間をいただきたいなあと思ってまして、できる限り早くはしたいなあとは考えておったんですが、それと、私どもの所管しております住民課では住民票と戸籍のほうも一緒に始めたいと思っています。戸籍のほうは、電子申請による仕組みをつくる場合、法務省のほうに届出申請をする必要がございまして、今議会で可決いただきましたら、すぐさま法務省のほうに届出をさせていただいて許可を得たい。一定ちょっと、国に出す書類でございますので、一定期間が必要でございまして、それも含めま

して、準備をもう万全にしたいということで、12月1日ということでさせていただいております。

以上です。

○井上委員 分かりました。

○徳丸委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 議案第45号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、国において、マイナンバーカードを提示して失業認定等の雇用保険関係手続をした場合、雇用保険受給資格者証の提出を不要とする見直しを行うため、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。

この改正を受けまして、国民健康保険における非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減申請の必要書類に、従前の雇用保険受給資格者証に加え、マイナンバーカードを提示して交付される雇用保険受給資格通知を追加するため、条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第27条の2第2項におきまして、雇用保険受給資格者証の後ろに下線部の「又は同規

則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

ちょっとまだ僕もあまり詳しくないものでよく分からないところがありまして、今回雇用保険受給資格通知の提示も認められるようになるという改正だと理解しておりますけれども、この受給資格通知の提示、これで認められるようになる理由、具体的にどういった要因なのか、お伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 雇用保険、いわゆる失業給付手当という申請、受給をされる場合、今まで資格者証という、写真を資格者証に貼付して、受給手続をされるんですが、それは必ず必要やったんですけども、マイナンバーカードをハローワークさんのほうで提示してやると、資格者証に写真を貼る必要がなくなって、その代わりに通知書、通知というのを出されるんです。そこには資格者証と同様の失業理由コードが記載されておりまして、国民健康保険はそのコードを確認させていただいて、解雇であったり雇い止めでの退職されたという確認をさせていただいて、保険料の免除申請をされる場合、そこで足りることになりますので、マイナンバーカードを提示されない場合は従前の資格者証を持たれるんですが、マイナンバーカードを提示されて手続されると、通知という書面に替わりますので、今回条例改正をさせていただきました。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

お聞きいたしましたところ、資格者証であれば写真で、本人確認のためですか、貼付が必要になると。ただ、マイナンバーで、デジタル化されることで、その写真の貼付ってのが必要なくなると。そういう意味で受給者の方の簡便性とか利便性の向上につながる、そういうふうな理解でよろしいですか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 この改正については、もともと国の雇用保険の関係の改正がございましたんで、あくまで国民健康保険はどういう理由で退職されたのかという確認をするために、資格者証と今回新たに通知という2種類で退職された事由を確認するということで、

国におきましても様々な事務のほうでマイナンバーカードを活用してご本人確認でありますとか進めておられますので、今後もいろんな事務で我々市町村にもいろんな形で影響してくるのかなあというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 取りあえず、先ほど申し上げましたように、資格者証であれば写真の貼付が必要になるけど、この通知であれば、その必要がないと。その点、そこはもう合っているわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

千福委員。

○千福委員 今の質問と関連するんですが、従前の資格者証、また新たにマイナンバー等とかの絡みで資格通知、2通りの申請のときの提示ちゅうんですか、申請書類になろうかと、いずれかちゅう形の解釈でよろしいですね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 はい、委員おっしゃるとおり、いずれかの書面で確認をさせていただくということになります。

以上です。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 どうもありがとうございます。

そういうことは、やはり本人さんにとって提出書類の範囲が広められたと、より申請する範囲が広まったちゅうんか、どっちでもいいよというような解釈のご答弁だと思います。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 失業された方の失業給付を受けられる際にどちらか選択されるということになりますので、その際に交付される書面が違うということで、両方ともで、国民健康保険のほうで手続上、確認をさせていただくという形になります。

以上です。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

先ほど説明あったかと思いますが、非自発的失業者ちゅう、目新しい言葉の表現されておるんですが、これは要するに会社事情とかもろもろの形で退職に至った方々を指してるという形の解釈でいいですね。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 先ほども少し申し上げたかも知りませんが、解雇されたり、雇い止め等、ご本人の意思にそぐわなく退職をされた方につきまして国民健康保険のほうで保険料について軽減をさせていただくという制度でございますので、コード、番号がそれぞれつけられておりますので、それで確認をしていくということになるかなあとと思います。

以上です。

○千福委員 ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案件の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

酒見総務課長。

○酒見総務課長 議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第6号)総務民生常任委員会所管分についてご説明させていただきます。

それではまず、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。変更となる地方債は事業費の増額に伴う浄化槽設置補助事業で、限度額300万円を320万円に変更するものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

歳出でございますが、各科目の職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正につきましては、共済費の定時改定及び最低賃金改定等による補正でございますので、説明を省略さ

せていただきます。

ふるさと応援寄附金事業費は、ポータルサイトの追加に伴う事務委託料の増額でございます。

その他財産維持管理費は、旧千早小学校にある楠公像移設に伴う費用及び樹木の伐採委託料の補正でございます。

基金管理費は、財政調整基金積立金及びふるさと応援寄附金積立金の増額でございます。

政策推進費は、万博首長連合への加盟による会費の補正でございます。

地域活性化事業費は、地域活性化起業人発案・提案事業委託料の補正でございます。

住民情報系ネットワーク運用事業費は、介護保険システムを使用するための端末機器購入費の補正でございます。

住民情報系税務事務費は、令和6年4月から住民税普通徴収納付書に2次元コードの印刷が義務づけられることによるシステム改修委託料の増額でございます。

16ページをご覧ください。

戸籍住民基本台帳事務費は、戸籍、住民票、印鑑証明書の電子申請の実施による郵送料及びオンライン決済手数料の増額でございます。

身障更生医療関係事業費は、更生医療負担金返還金の補正でございます。

介護訓練等給付事業費は、障害福祉サービス等負担金返還金の補正でございます。

補装具費は、義足購入のための補装具費の増額及び補装具費負担金返還金の補正でございます。

障害児施設措置給付費等事業費は、障害児施設措置費国庫負担金返還金の補正でございます。

育成医療関係事業費は、障害者医療国庫負担金返還金の補正でございます。

重層的支援体制整備事業移行準備事業費は、生活困窮者就労準備事業費等補助金返還金の補正でございます。

老人ホーム措置費関係事業費は、養護老人ホーム措置費基準額変更による扶助費の増額でございます。

国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の増額でございます。

18ページをご覧ください。

介護保険総務費は、介護保険要支援者のケアプラン作成委託件数の増加による原案作成負担金の増額でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

児童福祉関係事業費は、子ども・子育て支援交付金返還金の補正でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費の返還金の補正でございます。

児童手当支給事業費は、子ども・子育て支援事業費補助金返還金の補正でございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金の増額でございます。

22ページをご覧ください。

下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

広域消防事業費は、消防広域化に伴う初期費用負担金の補正でございます。

次に、10ページをご覧ください。

歳入でございます。

民生費国庫負担金及び民生費府負担金は、補装具費の増額により補装具費負担金を増額するものでございます。

総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業等補助金でございます。

不動産売払収入は、旧やまゆり作業所の不動産売買収入でございます。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金を増額するものでございます。

12ページをご覧ください。

繰越金は、前年度繰越金の増額でございます。

歳入は、広域福祉課分の令和4年度事業実績に伴う南河内広域行政共同処理事業負担金精算金及び居宅支援サービス計画料並びに消防広域化に伴う初期費用負担金の増額でございます。

衛生費は、浄化槽設置補助事業債の増額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

14、15ページの財産管理費の中で旧の千早小学校の楠公像の移設100万円余り計上されております。これはどこに設置されようと、移設、どこへ持っていかれようと計画

されておられるのか、教えていただきたいです。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 旧千早小学校にごございます楠公像でごございますが、一応役場のほうに仮移設のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

仮移設ちゅうのは、のちのちの計画が何らかされてるちゅうような形でしょうか。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 委員もご承知のように、現状の場所でありますと十分な管理ができないといったこともあります。そういった部分もございまして、取りあえず一旦、役場も新庁舎のほうできるということで、多くの方に見ていただくということもございまして、役場のほうに仮移設すると。本移設につきましては、今後いろいろ皆様と協議させていただきながら検討していきたいと考えております。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

仮移設の場所はどちらになろうかとか、いろいろあろうかと思えます。その辺は、本庁舎の新庁舎の工事も最終段階に入ってきてようかと思えますので、既に決められておると思いますが、どこの場所に、どういう形式で仮設置されようとしてるのか、教えていただきたいと思えます。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今、移設のほう考えておりますのは、庁舎内のロビーのところ、移動式といいますか、そういった台をつけて設置のほう考えております。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ちょっと古い話になるんですが、旧の千早小学校の校区のほうで、地区長とか、もろもろちょっと要望等とかの一環であったかと思えますが、その辺のご理解とか、説明とか、どのような形でされておるんか、教えていただけたらと思えます。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 旧千早小学校区の5地区のほうですけども、昨年度の4月に5地区の区長さんにお集まりいただきまして、楠公像のほうの移設の部分を考えてると、ご意見等お聞かせいただきたいということでお話をさせていただきました。その中では、あくまで村にもらったもんやと、村に寄附を受けたもんなので、村のほうで考えてくれはったらいいなじゃないですかというような意見等はございました。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

村にということであるんですけども、最終的にこのような形で計画を決められておると、予算計上されておると、その事前に地域のほうにお話あったんか、なかったんかちゅうことを確認したいです。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今回、このタイミングで移設するっていうことにつきましては、区長さんのほうにはまだお話はさせていただいておりません。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

昨年、そのような区長会の中でお話等されて、村のことですから、村に移譲された、教育設備の中の一つとして寄贈されたものであるということで、村の判断で方向性を決められるのは別に異存はないんですけども、地域の中でも親しまれてたものであるだけに、やっぱり地域の方のご理解も改めて必要じゃないかなあと私自身ちょっと感じましたんで、この補正予算を拝見させていただいてね。その辺も、また今後区長会の折にいろんな形で丁寧な説明等していただけたらと思います。

ただ、以前から、あそこにあるとなかなか表に出てこないとかちゅう表現がされていた経緯もあろうかと思います。それは、村としての管理ができてなかったというように私は解釈してます。私らは地域の人間の一人として、数年間にわたって清掃活動もずっとやってきました。最終的に表現されるのは、何も表に出てないとか、そんなんが表現されてるの、やっぱり村として周辺の管理ができてなかったというように私は感じておりますんで、今後も引き続いて、今は体育館とか校舎もまだあります。一つの備品の置き場所として、仮の置き場所として活用されておる。周辺の管理も含めて、ちょっとよろしく願いしときたいと思います。あわせまして、地区のほうにも丁寧な説明等とかやっていただけたら、より一層ご理解頂戴できるんじゃないかなと思いますんで、よろしく願いしときたいと思います。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 今、千福委員の一連の質問に関してまたお聞きしたいんですけども、役場ロビーに仮移設ということなんですけど、役場のロビーのどの辺りに置かれる予定ですか。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 正面玄関を入っていただいて、右手がロビーになりますんで、その辺

り、適当な場所も検討して、設置したいと思っております。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 コンパクトな役場を目指してつくってこられて、大体本当に各場所各場所にそれぞれもうしっかり役割がもともとつくられていて、そこに1階から楠公像をどんと設置するとなると、そんな小さいものでもないわけですから、これまでの予定に、そこが果たすべき役割ってのが果たせなくなったりしませんか。大丈夫ですか。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今、委員ご指摘のとおり、利用という部分で障害とかになるってということもあろうかと思いますが、そのため、可動式というのか、台車に載ったような形で今設置のほう、それが移動できるような形で考えております。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 まさか、手押し式の台車の上に載ってとか、そんなことはないと思うんですけどもね。台車に載ってるっていうのは格好的に大丈夫なのかなという、そこも関してなんですけど、そもそもなぜ仮移設なのか。もう役場庁舎に、役場ロビーに本移設というか、移設しますということでは駄目だったんですか。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 役場庁舎に本移設しておっしゃいますと、ロビーではなくっていう。ああ、ロビーでもということですか。その辺は今後いろいろご意見を聞きながら、そのまま本設置するのであれば、そういうふうな形も検討していきたいと考えております。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 正直、よく分からないなあと印象なんですよね。というのも、わざわざ仮設置、庁舎内に。まだ本設置をするっていうのは分かるんですけど、台車に載った状態で仮設置っていうのは何か。もう単純に清掃の手間軽減とか、そういった理由が主なんですかね。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 楠公像についてはいろいろ、例えばくすのきホールの周辺に設置とかというふうなご意見をお聞きしたりもします。そういったことも含めて、今後、本設置するっていう場合には、いろいろ協議もさせていただきながら検討していきたいと思っております。それまでの間、今現状、十分な管理もできていない。また、旧千早小学校につきましては、今、物置といいますか、倉庫的な形で利用しておりますが、今後の施設の有効活用も含めまして、そういった部分もございまして、現状の場所から移設するというところで考えております。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 でしたら、もう今の千早小学校にそのまま置いておいてというか設置したまま、本移設の場所が決まったら、そちらに移設でいいんじゃないですか。何でこれを間のワンステップとして役場のロビーっていうのに設置するのか、いまいち理由が分からないんですけど。ほんまに清掃の手間ということであれば。でも、今まで管理してこられたのは地区のほうなんじゃないんですか。最近、役場のほうで管理しておられたということなんですかね。そういうことですか。

○徳丸委員長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 管理のほうは当然村のほうになるんですけども、場所が場所っていう部分もございまして、十分な管理ができてなかったっていうのが正直なところで、今回こちらに移設するというので、適正な管理を行いたいということでございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

台車に載った状態ということなんですけど、見栄えの問題もありますし、その点、ちょっと車輪を隠すとか、あまり仮設置、取りあえず置いてますというふうにはならないような形にしていきたいかなと思います。

あと、地域活性化の起業人の発案、提案した事業の実施に関わる委託料の増ということで181万7,000円計上されておられますけど、まずこれ委託ということなんですけど、どういった方面への委託を考えておられるのでしょうか。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 今回、地域活性化起業人の発案・提案事業委託料ということで約180万円程度を上げさせてもらってます。この分につきましては、既に起業人ということで、ぐるなびさんをお願いして、今来ていただいております。起業人の村田さんですけども、そちらの起業人の方の発案、提案ということで、内容的には、ふるさと納税の返礼品の開発に係る部分であったり、あるいは今年の7月にInstagramを村のほう立ち上げてますので、そのフォロワーをさらに拡大して、まさに情報発信をして、そこがふるさと納税のほうの増収につながるような形で取り組んでいきたいというようなこともございまして、そういったところを想定しております、事業の内容としましては。この内容につきましては、一応起業人としてぐるなびさんの方が来られておりますので、一定そのぐるなびさんのほうにこういう事業についての委託ということをやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 来ていただいている村田さんが非常に頑張っているのは僕もよく承知してはいるんですけども。ただ、今回、これ委託じゃなくて、村の事業としてやればよかったんじゃないんですかね。何でぐるなびさん、実質的にぐるなびさんに委託しても、村田さん以外の方が、ぐるなびさんが企業挙げて、この発案、提案した事業の実現に邁進していただけるということではないんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがですか。なぜ委託なのか、なぜ村の事業として計上していないのか、教えてください。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 今回のこの部分につきましては、起業人制度の中で発案事業に対して国のほうからも財政的な支援ということで特別地方交付税が措置されるということがございますので、その経費に係る0.5の部分なんですけども、そういったところがございます。それがどういう事業が対象になるかということになりますと、起業人さんが発案あるいは提案したイベントであったり、あるいは調査研究、そういったところに係る経費等々に対して交付税が対象になるというようなことがございます。ただ、手法として、直接それを村田さん自身がやるという方法もありますし、一つそのところの部分で、その事業を実施していただく事業者のほうに委託するという方法もあろうかとは思っていますので、今回はそういう意味では委託料という形で予算計上させていただいております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、お聞きしたいのは、一つ、ぐるなびが企業としてこの事業を実施していただけるのか。それとも、起業人として村田さん個人がこの事業をされるのか。それはいずれなのかということをお伺いしたいんです。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 今、想定されてる部分での事業というのは、まだ詳細のところを詰め切れてないところは正直ありますけれども、実際、村田さん自身が活動される部分に当たる部分もありますし、一部内容によって事業者のほうにその業務を委託するというのもあろうかと思っておりますので、そういった意味では、全体として委託料という形は計上させていただいております。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 一つやっぱり懸念しているのは、結構うちは村外から来ていただいて、その方が何か事業して、その方が期間が過ぎておられなくなってしまうと、もうその事業自体がほぼなくなってしまうというようなことが何回かあったように僕は思っているんです。な

ので、これも、村田さんは頑張っておられますけども、村田さん任せではなくて、しっかりと役場としてもそのサポートしてあげていただきたいなど。委託しています、あとは村田さん、ぐるなびさんの仕事ですではなくて、役場としても村田さんの期間が終了した後も継続していけるように頑張っていたいただきたいなど。よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 今回の村田さんの件で、最後に言われましたけども、確かに私自身も、村田さん任せではなく、これから今後、村田さんがおらんようになって、村職員がそれまでに絡んでいてコントロールをやっぱりさせとかんことには、もうその場で終わってしまうと思うんですわ。結局、予算を組んでも意味がなくなると思うんで、役場の職員を常に絡ませておくちゅうことだね。

次に、さっきの銅像の件ですけど、これも百何万円の前算組んであるわけですね。別に、本移設でええんちゃうんかなあ、庁舎できてから、と思うんですけどね。そんだけのお金あるんであれば、と私は思います。

それと次に、ふるさと応援寄附金事業委託料、これ200万円組まれているんですけど、この委託料を増額する根拠ちゅうのはどこにあるんかと。先ほど事務委託料ちゅうようなこともちょっと説明されたんですけどね。200万円でどんなことをするんか。その点ちょっとお答え願います。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 ふるさと納税の委託料の200万円の件でございますけれども、一応今回、今現在ポータルサイトとして、さとふる、ふるさとチョイス、ふるぽという形で3つしております。今回、楽天のほう、かなり人気あるポータルサイトですので、ここを入れることによってかなり増収してる、ふるさと納税が増えてるところもございまして、そういったところで取り組んでいきたいと考えております。

そこでのふるさと納税の見込みといたしましては、400万円増えるという見込みの想定の中で、あとそれに対しての返礼品であったり事務に係る経費、これが国の基準でいきますと5割以内ということがございますので、ふるさと納税の増収分400万円に対する半分ということでの200万円ということでの委託料としております。内容につきましては、寄附受付のサイトの更新、楽天の寄附の受付の更新であったり、あと寄附の管理システムの部分であったり、あと返礼品の発送であったり、そういった業務を委託でお願いするというところでございます。

以上です。

○徳丸委員長 よろしいですか。

○藤浦委員 もう結構です。

○徳丸委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 先ほどの続きに追加なんですけど、今回ふるさと応援寄附金ポータルサイト追加に伴う委託料が楽天追加分ということで200万円計上されてますけど、これは恐らく最大といたらあれですけど、というところで計上しておられると思うんですけどね。この財源がその他になっておりますけれども、ああ、こっち、説明書きのほうで。一方、181万7,000円のほうは一財ということで、一般財源になってるわけですけども、先ほどのお話ですと、この一般財源の181万7,000円も、これももういずれは国から交付されるということでもいいんですかね。

○徳丸委員長 日谷課長。

○日谷秘書企画課長 先ほどの起業人の分ですね、180万円。はい。先ほどもご説明申し上げましたとおり、起業人の方が発案した事業に対する経費ということで交付税の措置があると、特別地方交付税。それが事業費に対しての0.5ということになりますので、丸、満額ではないという形になります。基準額100万円に対しての0.5になりますので、50万円が上限になります、交付税と措置される分としては。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。そこで、181万7,000円かかるうち、50万円は交付税措置されて、残るところの131万7,000円ほどが本村の持ち出しになると、そういう理解で合ってるということですね。分かりました。結構、今現状は600万円、令和4年700万円ですか、それに対して結構お金をかけてやっておられるので、赤字にならないように、しっかりと稼いでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

この楽天追加分の200万円、これは財源は何になるんですかね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 この財源につきましては、ふるさと応援基金でございまして、収入いただいた寄附を一旦全て歳入で村に受けます。ふるさと応援基金にたまったお金を使うために、その他財源に上がっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 よろしいですか。よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 あと、児童福祉関係事業費と子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、こちらで返還金が発生してますけれども、これはどういった理由で返還金が発生したのか、教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらの子育て世帯生活支援特別給付金といいますのは、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円給付させていただいて、当初で、実績は30世帯56人分で、4名分余りましたので、今回返還金として上げさせていただいています。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 その4名分余ったという理由は、例えばもうその方が引っ越しされておられないとか、そういった理由ですか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 概算で60人分を計上させていただいて、交付決定していただきました。実績として56人分ですので、4人分の返還となります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。つまり、想定していた人数よりも実際は少なかったということですね。はい、了解いたしました。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 さっきの15ページのところで、像のところがあって、その上に樹木伐採等委託料ってあるんですけど、これはどこの何なんですか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 こちらの樹木伐採委託料でございますが、分校跡地の校門前の桜の木の伐採に係る費用でございます。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 その分校跡地のという、そこのピンポイントだけなんですね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 先日、住民の方から、桜の木の根っこが水路、あこの分校跡地の裏に水路が通っております。そこに桜の木が生えておるんですが、その根っこ、桜の木の根っこが水路にかぶさって、先日の台風とか暴風時に、大雨降ったときに葉っぱや木々が落ちた

りして水路が塞がってしまうおそれがあるということで要望がございました。それを受けて、今回、木の伐採、桜の木とその隣にある木を切らせていただく費用でございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

ついであつて言うたらおかしいですけど、あちこち桜が影響を受けて、もう切らなあかみたいなの話は聞くんですけど、話を聞いてたら、小吹台とか、その場所によって担当課が違うとか何かいろいろ言われて、現状どんな感じで、どういうふうこれからしていこうってなってるのか、分かる範囲でいいんですけど、教えていただければと。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 ご指摘のとおり、所管が異なると。要は、分校跡地ですので、分校跡地は普通財産ということで総務課が所管をしてる。なので、その木を伐採するに当たっては総務課のほうから予算を上げてる。それ以外の例えば観光施設という言い方が適切かどうかはちょっと置いといて、農林所管課が所管しているような場所の木の伐採については農林商工課のほうで予算計上してるという、そういう事情でございます。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。

あと、大阪府の虫害でやられたやつの補助というか、そういう対策金みたいなんを取りに行かれてるとかというて聞いたことがあるんですけど、その辺はどうなってるのかというのには聞けるんですか。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 それは文教常任委員会の所管ではないかというふうに考えております。

○井上委員 ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 入りのほうで、先ほど不動産の売払収入ということで105万円、こちらはたしかやまゆりというふうにお聞きしたんですけど、詳しいことをもう一度ご説明お願いできますでしょうか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 旧やまゆり作業所につきましては、長年村のほうで普通財産として持ってたわけでございますが、このたび売払いということで公募等かけたところ、落札された金額がこちらに計上させていただいてる金額になります。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 旧やまゆり作業所ですか。そうですね。千早の東阪のほうの話、件ですね。あ、そうですね。これ落札されたところというのは、もし差し支えなければ、どちらが落札されたのか、教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見総務課長 個人の情報になりますので、個人さんになりますので、議会の場では申し控えさせていただきます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑ないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

13時から再開します。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○徳丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

森田住民課長。

○森田住民課長 それでは、議案第47号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により、事業勘定からご説明をいたします。

12ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。国におきましては全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律等が施行され、国民健康保険におきましては産前産後期間の保険料免除制度が創設されることから、電算システムの変更が必要となり、変更委託料として385万3,000円の増でございます。

次に、最低賃金の改定等に伴い、会計年度任用職員人件費4万1,000円の増でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入でございます。

府支出金、府補助金、保険給付費等交付金の特別調整交付金におきまして、電算システム変更委託料分385万3,000円の増でございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金は、会計年度任用職員人件費分4万1,000円の増でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

20ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、施設管理費、一般管理費につきましては、千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填助成金による639万5,000円の増でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の総務費、一般管理費に対する繰入れとして639万5,000円の増でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 電算システム変更委託料で385万3,000円計上されてますけれども、こちら産前産後の保険料免除ということですね。ただ、ちょっとよく分からないのは、産前産後の保険料を免除するので、なぜ385万円も必要になってくるのかという素朴な疑問なんですけどね。これ具体的にはどういった改修になるんでしょうか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 まず、改修内容につきましては、産前産後の保険料の免除ということで、出産、産前2か月間、産後2か月間の保険料の免除ということでシステムを改修することになりますけども、今現状のベンダー、富士通 J a p a n さんのほうで見積りを徴取いたしまして、見積りに基づいて予算計上させていただいたところでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 この金額の根拠というのは何か伺っておられますか。

○徳丸委員長 森田課長。

○森田住民課長 基本的にシステムの改修でございますので、中身の実際改修に当たっては人件費等が大体を占めるのかなあとと思うんですけど、それに基づいて一定の見積りをいただいておりますというところの積算になっております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 この国保に限った話ではないんですけどね。システム関係の委託費の増というのは、年間通して、僕も積算はしてないんですけど、相当な、何千万円となってきたらと思うんで、IT化ということで事務が効率化しているのか、はたまたそれとも出費がどんどんかさんでいくのかという、そういうところでちょっとお伺いさせていただきました。もしまた何か算出根拠等分かれば、お知らせいただけたらと思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべ

きものと決しました。

議案第48号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第48号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

歳出です。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防住宅改修費は、要支援者の住宅改修件数が当初の見込みより増えたことによるものです。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の総合相談事業費及び認知症総合支援事業費は、4月の人事異動に伴う会計年度任用職員の人件費の増及び最低賃金改定に伴うものです。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、令和4年度地域支援事業交付金返還金です。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金の介護給付費負担金調整交付金、支払基金交付金、府支出金の介護給付費府負担金、繰入金の介護給付費繰入金は、介護予防住宅改修費増に伴う負担金の増です。

国庫支出金の地域支援事業交付金、府支出金の地域支援事業交付金、繰入金の地域支援事業は、会計年度任用職員人件費の増に伴う増です。

10ページをお開きください。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、財源更正に伴う減です。

繰越金は、前年度繰越金の増です。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 ちょっと気になったのでお伺いするんですけども、この前年度繰越金480万2,000円がこの時期に上がってくるというのは何か理由があるんですか。

○徳丸委員長 山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 4年度の決算がほぼ終わりましたので、それに伴う金額になります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 いや、それにしたら、ほかも同じように繰越金が上がってくるのかなあと
思っていて、ちょっとお聞きしたんです。何か特別な事情があるのかなと。そういうわけ
ではないんですかね。

○徳丸委員長 山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 一般会計も繰越金は上がったと思います。

○徳丸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決す
べきものと決しました。

ここで休憩とします。

20分から開始するとします。

午後1時11分 休憩

午後1時15分 再開

○徳丸委員長 では、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

日谷秘書企画課長。

○日谷秘書企画課長 それでは、議案第50号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更
についてご説明申し上げます。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、大阪府知事との協

議を経て、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、パブリックコメントを6月14日から6月27日まで実施いたしました。意見等はございませんでした。そののち、大阪府知事との協議を行いまして、8月3日付で異議のない旨の回答をいただいております。

主な変更は、事業計画の目標の一部及び令和5年度新規事業等追加するに当たり、計画本文及び事業計画に追加を行っております。

変更内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。補足資料として本編の資料もお配りさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表1ページ、第1章、過疎地域の持続的発展のための基本政策の推進、(4)交通施設の整備、交通手段の確保、こちらのところにおきまして、変更後欄に農道整備を新たに追加するものでございます。

続きまして、同じく1ページの第3章、産業の振興の(3)事業計画、新旧対照表の左側の変更後欄に森林経営管理制度事業を追加するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、第4章、地域における情報化については2点変更がございます。

まず、表内の一番上のところの変更後の欄でございますが、マイナンバーカードを利用した電子申請手続数の目標指標につきまして、「3件」から「27件」に変更ということでございます。

また、新たな目標指標として、電子申請システム導入数を追加するものでございます。

同じく、その下の第5章、交通施設の整備、交通手段の確保については、(1)現状と課題及び(2)その対策に事業計画の本文を追加するものでございます。

また、(3)事業計画、新旧対照表の変更後欄に農道整備事業及び地域公共交通事業、地域公共交通計画の策定実施を追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 ここに大阪府知事から承認いただいたときか現状で大きく事情が変わった点が1つあるかなと思うんですけど、言うまでもなく、金剛バスの件なんですけど、その

金剛バスの件で何点かお伺いしたいと思います。

まず1つ、たしか毎日新聞さんの報道では、4市町村によると、金剛自動車側から初めて路線バス廃止の意向が伝えられたのは2023年5月中旬とありますね。4か月前ですよ。全部言いますね。継続を要望したが、3市町の首長が出席した6月中旬の会合でも廃止の方針は変わらず、9月8日に4市町村の首長に対し廃止の通知があったと、こういうふうに報道されております。この点に関して、まず1つ、2023年5月に本村に金剛バスから廃業の意向が伝えられたのかどうか、その点お伺いいたします。

○徳丸委員長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 5月19日には、廃業の意向やということで、4市町村の会議の場で金剛バスから申出がございました。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 続いて、3市町の首長が出席した6月中旬の会合でも廃止の方針は変わらなかったとございます。この3市町というのは千早赤阪村を除いた富田林市、河南町、太子町のこの3市町ということで合ってますか。

○徳丸委員長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 その日は急遽、4市町村で申出しようというような会合の場を設けるような感じで日程調整のほうはさせてもらいました。その分、何分、急なことで、なかなか4首長の都合がうまくことつかずに、決まった日がうちの村長は公務が入っておりましたので、それにつきましては私なりが代わりに出席させてもうて、村長の思いを、金剛バスちゅう、その4市町村長の場で、ちょっと僭越ではございますが、私のほうから伝えさせてもらいましたんで、一応首長としては3市町となっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 つまり、報道であるように、首長が出席したのは3市町だが、千早赤阪村は部長級が出席されたということですね。その点も、金剛バスの存続よりも重要な公務というのはどういった公務だったんでしょうか。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 菊井部長が公務というふうに言いましたが、一応そういうふうになってますが、実は、もう正直に申し上げますと、当初5月にお話があったときに、やめたいと、金剛バスが。ただ、私とこは、1市2町1村は何か理由がありますかということであれば、コロナで人力的な問題、それとあと多くは燃料高騰、そういったことで経費的にやってい

けないと。そしたら、地域公共交通の協議会もあるんだから、そこに出してくれて、存続するためには我々行政が、各自治体が何とかならんかということでお話をさせていただいたんですね。その結果、もう、やはりできないと。できない理由を伝えますということで、もう一度集まってくれということだったんですね。私にしたら、新聞、私のほう、先日も委員の皆様方に、私のコメントを入れさせてもらってますけども、私は皆さんと、首長とちょっと違ひまして、各自治体には地域公共交通の協議会があるわけです。そこに何も相談もなしに、いきなり5月に、もう、ようやっていきません、やめます。こういう話は、今まで聞きますと、大正時代からいろいろと運送業やられてるみたいなんですけど、それだけ歴史のあるところが言う話じゃないと思いましたんでね。実は、菊井部長が申しましたように、公務は確かにありました。ただ、今田村委員がおっしゃるように、どちらが優先順位でやるわ、どっちが優先かってなったら、当然公共交通のほうの方が優先だと思うんですよ。ただ、話は、金剛バスがやめる理由をそのときに説明したんです。やめる理由を聞きに行く必要がないと思ったから、私はあえて行きませんでした。それも、5月に会ったときに、すぐに皆さんにご報告をすべきところなんですけど、正直に申し上げて、守秘義務といいますか、守ってくれないと、その当時は、年内いっぱいもつかどうか分かんないと、11月頃にもうやめたいと、そういうなお話だったんですけど、あんたら口きいて、みんなに言うてしもうたら、従業員が辞めるから、もう即座にやめんなんかも分からんでっていうふうに私自身は受け止めたので、言わないでほしいということだったので、あえて申し上げませんでした。そのときに、金剛バスは他のバス会社をお願いしてると、そういう話を聞きましたけどね。結果的に、それは他のバス会社は受けてくれなかったと思います。そういうお話だったので、あえて私は、金剛バスがもうやる気はないのに、そんなやる気のない話を聞きに行く必要ないと私個人的に思ったので、菊井部長に代わって行くように私から言いました。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 村長は、やめる理由を聞く必要はないと思われた理由ってのはどのあたりにあります。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 金剛バスのホームページを見られたかと思いますが、その中でも、今後、公共交通に関しては、決まり次第、またご報告しますというようになってましたけども、結局、もうやめられる方が今後報告する必要は全くないと私は思っております。ですから、

その前に、タクシーを6月に廃業されてますね。ですから、幾ら言っても、もし継続してやっていく気があるのであれば、各自治体に公共交通協議会があるんですから、そこで当然出てるはずですし、富田林の協議会も先月されてるんですね。そこでいろんな意見が出てくるにもかかわらず、金剛バスも出席されてるんです、それも役員さんが、そのときにも何もおっしゃらない。そこで決まったこと、いいですねって賛成されてるんですね。ですから、もう行政に対して、また自治体に対して寄り添う気持ちは全くないので、私は、各路線で走ってますけども、1人であろうが、2人であろうが、乗られてる方が今までどおり同じように、金剛バスがなくても、乗れるほうを優先しないとイケないので、今後なくなったときにはじゃあどうするかということを優先に取ったので、やめられる方の話を聞くよりも、これから千早赤阪村の交通の足をどうするかというほうを重点的に取らせていただきました。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 やめられた後に、じゃあどうするか、そこを優先されたということなんですけど、やめられた後、村としてどうするんですか。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 それは今協議をしてるところでございます。皆様方にお見せしたときも、まず一報を入れさせていただいて、今後は皆様方とご協力いただきながら公共交通のことを考えていきたいというふうに申し上げたと思いますので、今、他のバス会社にもお話をしたり、どういうふうにするか、決めております。

また、先日、今だから公表できるんですが、平日と日曜日に朝の始発から終のバスまでの調査を全て産業建設部のほうでやっていただきましたので、またその結果も踏まえて皆様さんにご相談させていただいて、いい提案というんか、いい案を見つけていきたいと思えますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 代替案、何パターンか教えていただけますか。

○徳丸委員長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 先ほど村長、他のバス会社の話ありましたんやけど、実際にまだ具体にはそういったところをいろいろこれから協議していくところなんで、パターンが何パターンのこんな案というのもまだ言えるような状況ではございませんので、その辺4市町村が連携して、当然うちのバスちゅうのは富田林駅に行きますんで、うち単独では無理なんで、河南町を通過して富田林へ行きますんで、その辺を協議してると

こなので、今この時点でパターン何パターンか、どんな案ちゅう、そういうことはまだ答えられるようなレベルではないんでということでもよろしくをお願いします。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 12月20日に終わるわけですから、通勤通学の方は皆さん困られますよね。ということは、できれば12月21日から始めなければいけないわけで、あと3か月少々ですよ。この話があったのは6月ということで、6月から9月ですから、その時点でもう3か月、既にもう半分経過してるわけですよ。この状態で代替案が、具体案がまだないというのは、あと3か月で本当にこれ間に合うんですかね。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 5月にお話を聞いて以降、水面下では協議を続けております。ただ、今の時点でまだお示しすることはできないという、そういうことでございます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 そんな具体的なお話をお聞きしてるわけではなくて、もうちょっと、例えば別のバス会社に継続を移譲というか、それをお願いするとかね。ほかにも何パターンかあると思うんですよ。ほんま、あと3か月しかないんで、この3か月で何とかせなあかんと思うと、相当急がんと、皆さんすごい困りはりますよね。僕らは正直つい先日知ったばかりですけど、でも村は5月から知っていた、5月からずっと知っていたのに、具体的に対策を取らずに今まで来てしまって、ほんで間に合いませんでしたってなった。これ村民にしたら怒りはりますよね。今知ったって言われたらしょうがないですけど、5月から知ってたっていうね。僕のほうも電話かかってきまして、そういうふうに言われたんですよ。5月から知ってたそうやないか。え、そうなんですかって、僕、ニュース見てなかったんで、そう答えたんですけど。もう早急に何とか考えないと、ほんまに何の現状、プランというか想定するものはないんですか。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 繰り返しになりますけれども、当然いろんな案を考えております。ただ、こんな案、こんな案というのを今の時点ではまだお示しできないというふうに答弁しております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員　そこ、言えない理由が分からないんですよ。なぜ言えないのか。もっと具体的に企業名を出してほしいって言うてるわけではないんですから。こういう案、こういう案、こういう案というのを何パターンか示していただきたいというだけなので、言えない理由が僕には分からないです。

○徳丸委員長　副村長。

○稲山副村長　まだ決まってもいないことを、こういう案がある、こういう案があるということを皆さんにお示しするのはどういう意味で必要なのかというのが逆に私はちょっと理解できません。

○徳丸委員長　田村委員。

○田村委員　いや、決まった段階で議会にお示しいただく。それって本当に話合いじゃなくて、決まったことを了承してくださいねって、そういう話の流れになってきますよね。僕はあくまで具体的な企業名とか挙げてほしいって言うてるわけではなくて、解決策を何パターンか想定しておられるのであれば、それを参考として例示してほしいと言ってるだけなのでね。そこがもしあるんやったら出していただきたい。もし出していただけないのであれば、それは村としては今まで本当にしっかりと考えてこなかったんじゃないのかなと、やっぱりそういう印象を抱いてしまいますよ。

○徳丸委員長　村長。

○南本村長　田村委員おっしゃるとおりです。ただ、幾つかのパターンは企業さんと合わせて、もちろん費用も要りますので、幾つかのパターンをお示しできるようになってから、皆さんからご意見もらって方向を決めていきたいと思いますので、ぜひその点ご理解よろしく願いいたします。

○徳丸委員長　ほかに質疑。

田村委員。

○田村委員　議員のほうにそのパターンの例示というのはできないというふうにおっしゃられたと思うんですけどもね。それであれば、議員として全幅の信頼を持って、12月20日、21日に行政のほうでもうきちっと皆さんの通勤通学の足を保証するというふうに今お約束いただけるんですかね。

○徳丸委員長　副村長。

○稲山副村長　もちろん、そのつもりでおります。

○徳丸委員長　田村委員。

○田村委員　本当に僕らはやっぱり村民の皆さんから言われるわけですよ、議員は何をしてたんやと、ずっと。僕らとしたら、そのときに、いや、行政が何とかするって言ってた

ので信じておりましたと、でも行政は何とかできませんでした、すいませんっていうふう
に言うしかないのです、そこら辺はもうほんまに本気で頑張っていたかかないと。特に僕ら
に説明ができないとおっしゃるのであれば、確実にお約束していただかないといけないと
いうふうに思います。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 今、田村委員がおっしゃるとおりで、田村委員のほうにも電話がかかってき
てると思いますが、この役場の職員、幹部職員にも電話もかかってきてますし、当然私の
ほうにもかかってきてます。思いは、今、村を思うからこそ田村委員はおっしゃってると
思いますが、その気持ちは私も当然一緒でございます。ですから、先ほども申し上げまし
たように、幾つかのパターンがあると言うんですが、ただ、それはオーケー、分かった
と、このパターンは受けてくれた、このパターンもいけたと、今決まったことであれば、
こんなパターンもある、あんなパターンもありますということをお伝えできるんですが、
それが決まり次第、受けていただくことが決まり次第、またそこで予算が取れ次第、どう
いうパターンでいったほうがいいですかということとは必ずご相談させていただいて、議員
の皆様方のご意見も聞きながら決定していきたいと思っておりますので、そのときはまたご協力
いただきますように、ぜひよろしく願いいたします。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 今お答えいただいたんですけども、100%できますという返事をしていた
だいたと受け止めてよろしいんですかね。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 その100%というのがどういう意味かというのはあるんですけども、
可能な限り今の路線を維持していく、それに向けていろいろ検討してまいりたいというふ
うに考えております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 今おっしゃったように、最低限でも現状維持ができれば、プラスアルファ、
村民さんの思っているような形にできるかどうか、その辺はどうなんでしょうね。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 そこをまさに今いろいろ、相手もありますんで、いろんな交渉している
ところでございます。今、現時点、今日この時点で、これはいけそう、これは駄目と
いうことは現時点では言えないと、そういうことを述べさせていただいております。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 5月にあんたら知ってたのに、今3か月もたってるけど何もしてないのかわって言われたら、当然、してないことはないんですけど、そう簡単に、じゃあこうします、あんなパターンあります、こんなパターンあります、なかなか決められないんですよ。それが実情なんです。千早赤阪村で車を買って、運転手を抱えて、村営でやるなら、またいざ知らず、なかなかねえ。おっしゃることはよく分かるんですけど、もう立場は全く今回の件に関しては同じなんで、そこらはひとつご了解いただきますように、必ずご報告させていただきますので、よろしくお願いしときます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 何パターンかというふうに僕が申し上げたのは、今考えておられるのは、要は現状の金剛バスさんの路線をそのまま維持していくパターンだと思うんですね。もしかしたら、それはできるかもしれない。それはそのまま12月20日までに話がまとまって、12月21日から運行できるようになるというのであれば、それは一番いいとは思いますが、ただ、正直、あと残り数か月で果たしてそれができるのかどうか。多分、恐らく免許とか、許可とか、そういうふうな手続上の話も相当あるんでしょうね。なかなかその話がうまくいかない、もしくは時間がかかる、その場合に、じゃあどうするかという、第2案、第3案と、そこはどう考えてるんですかってことをお聞きしたくてさっきからパターンというのを伺っているんですね。そのあたりいかがですか。

○徳丸委員長 村長。

○南本村長 全く、そこまで至ってないんですが、いろんなことで今研究してるんですけど、私個人的な話ですけども、仮に他のバス会社が、南海さんが受けてくれたとしても、今の路線は絶対無理だと私個人的には思っております。だから、その分をどうするかということも今後考えていかないといけないんですけど、今申し上げられないのは、近鉄さん、南海さんから、もう名前を出してますけど、返事をもらってないんですよ。そこに向けて、今まででしたら、そう費用は要りませんでしたけど、それも費用がかかりますのでね。じゃあ、果たして、富田林市はいけても、うちは駄目なんかも分かりません。河南町いけても、うちは駄目かも分からない。だから、費用面がありますので、なかなかそれが、国、府で全て見てもらえるんだったら全く構わないんですけど。だから、そういうことを含めて、もう少し時間いただいたら、もっと方向性を決められるかなというふうに思っておりますので。私個人的には、今の路線全てはもう無理だと思っております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 幾つかパターンがあると思うんですね。僕ちょっとこの件いろいろ考えまして、大きく分けて3つに分かれると思うんですね。1つは何かというと、通勤通学で使われている、言わば、平日毎日発生するような、恒常的なニーズというのが1つあります。それと、お買物ですとか、病院ですとか、比較的臨時的、突発的なニーズ、それがもう2つ目ですよ。もう一つは、村外から観光のニーズがあるかと思うんですね。それぞれこれを一気に全て満たそうとするというのはもう一つの方策だと思うんですけど、それは一つ、バス路線の現状、現状というか、維持路線だと思うんですけどね。それも一つですけど。ただ、もしそれが難しいのであれば、優先順位をつけると、やっぱり日常的な、言わば通勤通学の足というのを確保してあげるってことが、恐らくこれが優先順位で一番高いんじゃないかなあと思うんですね。ほかのほともかくとしても、この12月、できれば21日から通勤通学の足だけは保証してあげなければいけない。そのためにはバス路線の維持、これも唯一絶対の解決策とするんじゃないかと、ほかの解決策も考えられるんじゃないかなと。先ほどから1市2町1村ということでおっしゃっておられますけど、これ1市2町1村それぞれニーズまた違うんですよ。例えば富田林市さんでしたら鉄道もありますし、ほんで路線バスというのは割と限定された、特定の地域に関わるニーズですし、河南町さん、太子町さん、特に河南町さんはカナちゃんバスが走ってますけども、カナちゃんバスじゃあ金剛バスの代わりができるのかっていうと、それは絶対無理やと思いますしね。うちの村は河南町、太子町に比べると通勤通学の人数というのは非常に限定的でないかと思います。多分、何十という数だと思うんですよ。であれば、河南町とか太子町の解決方法と千早赤阪村の解決方法というのはまた別になってくるんじゃないかなって可能性もあると思うんですね。また、うちの村は金剛山も抱えてますしね。そこら辺で、1市2町1村で足並みそろえて、その結果、大きく遅れてしまうよりは、やっぱり優先順位として12月21日、その日に間に合わせるとなれば、また1市2町1村、そこで足並みをそろえるだけが唯一の解決策ではないと思うので、広く視野を持ってお考えいただきたいなというふうに思うんです。なので、12月21日、そこに間に合わせる、何らかの形で少なくとも通勤通学のニーズは確保するというふうな気概を持っていただきたいというふうに思います。

○徳丸委員長 副村長。

○稲山副村長 まさにおっしゃるとおりで、今回の5月にお話を受けて、結局、9月8日の時点は全然オープンにもできないと。この辺は基本的に4市町村、1市2町1村で、もともと金剛バスの路線がその4市町村にまたがってるということなので、もちろんそれぞ

れの自治体によってニーズと申しますか課題は全然異なってくるんですけれども、例えば富田林駅発着のバス、村に来てるバスって全部それというのがありますし、そこは千早だけでこういうふうにしてほしいと言うても、結局、富田林から出てくるということは、富田林市の協力も得なければいけないと。というふうなこともありまして、4市町村で連携してやっていこうということで、この枠組みで今話を進めてきたんですけれども。正直、その対応の中で、4市町村で一緒になってやってるんでしょうけれども、私個人的には、どうも、富田林市以外の町村の考え方とか、その辺が結構ないがしろにされてるのじゃないのかなあというふうに思います。バス会社の名前や交渉してる話を絶対出したら駄目ですと。当然、先ほどご指摘あったように、5月に話を聞いて、それ以降何してたんやと言われてたときに、いや、もちろん、それは、もう金剛バスが撤退すると、その部分に関しては、翻意は促してるんですけれども、全く、いや、うちはもうやめますと、ほとんど最後通告みたいな形やったので、それは受け入れざるを得ないという状況の中で、じゃあ我々としては代替手段を考えるしかない。代替手段を考えるということは、当然、金剛バス以外のそういうバス事業者に例えばお願いをする。何パターンかというのは、多分そういうことやと思うんですけれども。それか、さっき村長が申し上げたように、村自ら、それこそ路線バスを経営するとか、いろんな方法が考えられるんですけれども、そういった検討を進めていく中で、やっぱり4市町村で連携していかなあかん部分はしていかなあかんんでしょうけど、当然、先ほどもご指摘あったように、千早赤阪村以外の自治体ではそれぞれコミュニティバスを持っておられます。富田林も、太子も、河南も持ってますね。もちろん、そのコミュニティバスでもって今まで路線バスがやってたことを全部賄え切れるということはないんですけれども。それにしても、千早はそもそもコミュニティバスがない、通学バスしかないという状況の中で、じゃあどういうことができるのかというのを5月以降、水面下ですけれども、いろいろ検討してきたと。いろいろ相手もあることだし、ある程度こういう方向、こういう方向、今考えられるのはこういう方向やということが見いだせた段階で、これは何も12月20日の直前ではなくて、可能な限り早く、こういうふうにしていくという、その方向性は可能な限り早急に見いだして行って、またその時点でお話をさせていただきたいと。要は、今日、今聞かれるとお示しはできないんですけれども、できるだけ早い時期にそういう考え方をまた議員の皆様にもお示しさせていただきたいと思っておりますので、ぜひその際にはいろいろご意見とかご協力とか賜れば幸いですと存じます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。詳しくお話しいただいて、よく分かりました。

僕のほうとしても何を申し上げたいかといいますと、先ほども言いましたように、うちの村のニーズというのは、ほかの3市町に比べると小さいニーズですからね。朝の通勤の足を確保するという意味では、もう朝だけ、それこそ千早方面1本、赤阪方面1本ぐらいで、例えばハイエースを走らせるとか、朝限定ですよ。いろいろハードルもあるので、有償無償というのは、もしかしたらやっぱり無償にならざるを得ないという可能性もありますけどね。もし万が一バス会社さんの話がうまくいかなかった場合でも第2、できれば第3ぐらいあればベストですけど、考えておられたほうがいいんじゃないかということで提案させていただいてるんです。どうしても、いや、一生懸命頑張りましたけど、すいません、駄目でした、12月21日以降、自分で何とか足を確保してくださいってのはやっぱり村としてもいま一つ対策がうまくいってないかなあという感じもしますのでね。本当にいろんな、1市2町1村とか、そういうふうなしがらみだけじゃなくて、村として何でどうする、どういう選択がベストなのかというのを考えていただきたいなというふうに思ってお質問させていただいているんです。ほかの太子、河南さんではできないけれど、村であればできるような方策があるのであれば、その方策を捨てずに検討していただきたいなというふうに思います。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第51号柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてを議題としま

す。

本案件について説明を求めます。

菊井危機管理課長。

○菊井危機管理課長 議案第51号柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてご説明を申し上げます。

本議案は、令和5年8月7日に行われました第5回大阪南消防広域化協議会において組合格約案が承認されましたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、消防事務を共同で処理することになりました。今後、関係市町村との間で協議を実施するため、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

別添の大阪南消防組合格約案をご説明申し上げます。

第1条は、組合の名称を大阪南消防組合とするものでございます。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村とするものでございます。

第3条は、共同処理する事務として、消防に関する事務をはじめ、組合で処理する事務を定めるものでございます。

第4条は、組合の事務所の位置を藤井寺市青山3丁目613番地の8に置くとするものでございます。これは現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の位置となります。

第5条では、議会の組織として、組合議員の定数は18人とし、関係市町村の定数は富田林市3人、河内長野市3人、柏原市3人、羽曳野市3人、藤井寺市3人、太子町1人、河南町1人及び千早赤阪村1人とするものでございます。

第6条から第9条につきましては、議員の選挙、任期等について定めるものでございます。

第10条は、執行機関の組織として、組合に管理者及び副管理者等を置くことを定め、第11条では、管理者は関係市町村の長から互選により選出する等執行機関の選任方法、次に第12条は、執行機関の任期について定めております。

第13条では、監査委員を2人置くこととし、組合議員及び識見を有する者から選任することや任期について定めております。

第14条では、組合に消防吏員のその他の職員を置き、第2項で、その定数は条例で定めるとしております。

第15条では、経費支弁の方法を定めるもので、組合の経費は関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てることとし、負担金の負担割合は関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該

会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とするものとしております。

続きまして、附則の内容につきましてご説明いたします。

第1項で、この規約は令和6年1月1日から施行するものとしており、新組合が発足することになります。

第2項では、本則第3条の共同処理事務の開始が令和6年4月1日からとなりますので、共同処理事務については、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間は柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限るものとしています。

第3項は、本則第15条の経費の支弁について、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度の経費の負担については、なお従前の例によるとして、令和5年度と6年度を区分しています。

次に、第4項は、経過措置として、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては、附則別表のとおりとしております。

第5項は、附則第4項にある協定書に定める期間が経過するまでに期間の延長及び5市町村の負担金の額について所要の措置を講じるものとしています。

第6項は、附則第5項の期間が経過した後は、本則第15条第2項のとおり、基準財政需要額の消防費の割合による額とするものでございます。

附則別表は、附則第4項の経過措置期間の経費支弁の方法で、いわゆる2段階割となります。まず、1段階目で8市町村の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出します。次に、2段階目で、その額を平成27年度から令和2年度までの6年間の消防費決算額の平均額に応じた割合で案分するものとしています。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和5年9月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後2時02分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

委員長 徳丸 初美